



総務省

令和4年改正電気通信事業法

—利用者情報の適正な取扱いに係る制度導入について—

令和4年10月27日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

消費者行政第二課長

井上 淳

1 電気通信事業ガバナンスに関する現状と課題

2 令和4年改正電気通信事業法について

3 特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

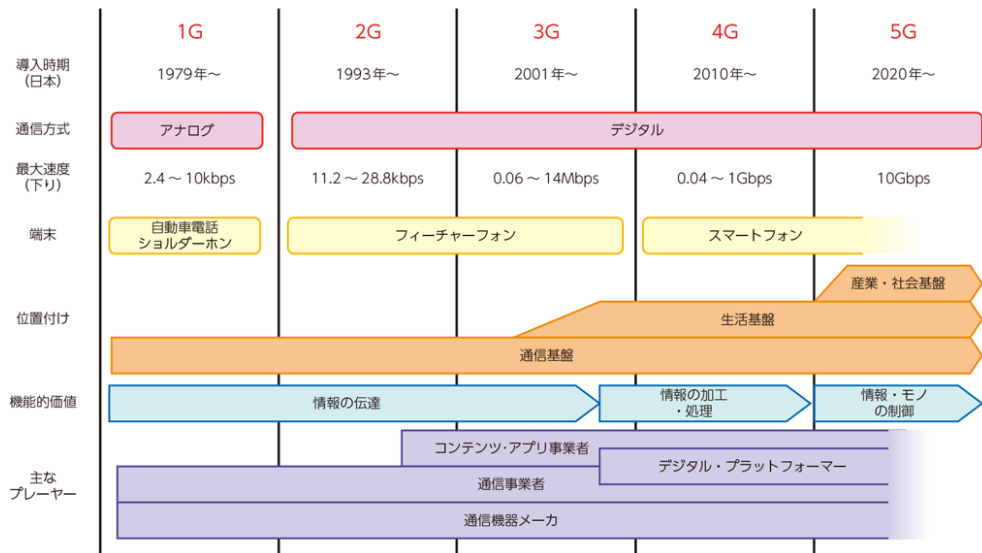
4 外部送信規律

5 令和4年改正電気通信事業法の今後のスケジュール

1 電気通信事業ガバナンスに関する現状と課題

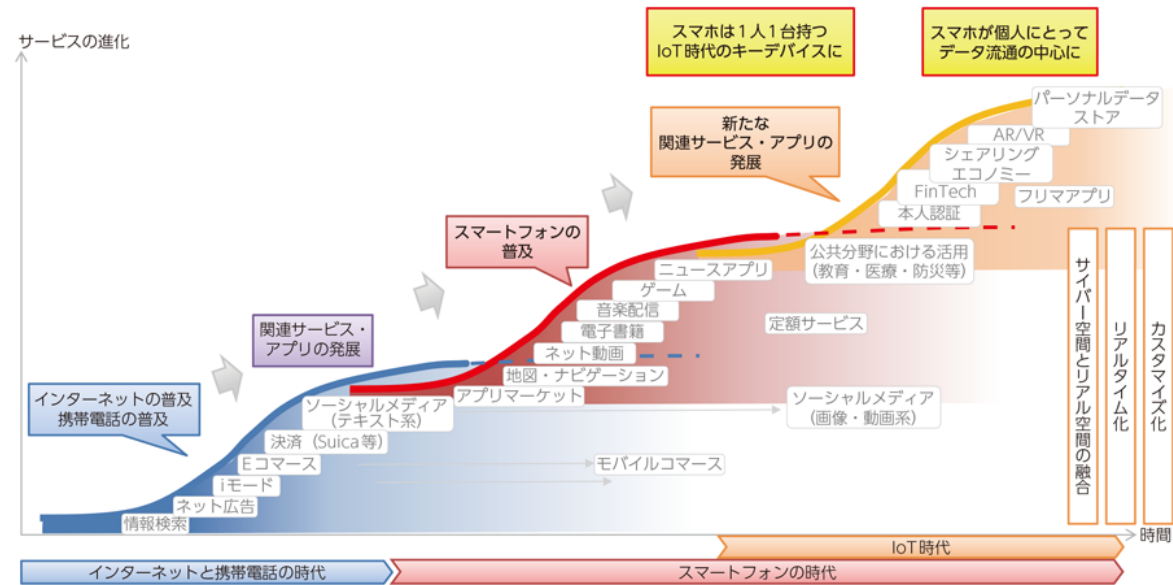
- 移動通信システムを始めとする通信技術の発展に伴い、スマートフォンを中心に、FinTech、シェアリング・エコノミー、AR/VR等の分野における新たなサービスが創出され、普及してきている。
- 今後更に、利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービス等の基盤の上で国民一人一人を包含する形で社会全体のデジタル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）、Society 5.0の実現などが進んでいくことが期待される。
- 電気通信サービスは、自由な情報発信、人と人とのコミュニケーション、多様な情報の収集・利用の手段として、国民生活や社会経済活動にとって極めて重要な基盤としての役割を果たしており、安定的で信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保していく重要性が高まってきている。

移動通信システムの進化



(出典) 総務省「令和2年 情報通信に関する現状報告」

スマートフォン関連サービス・アプリ変遷の概念図

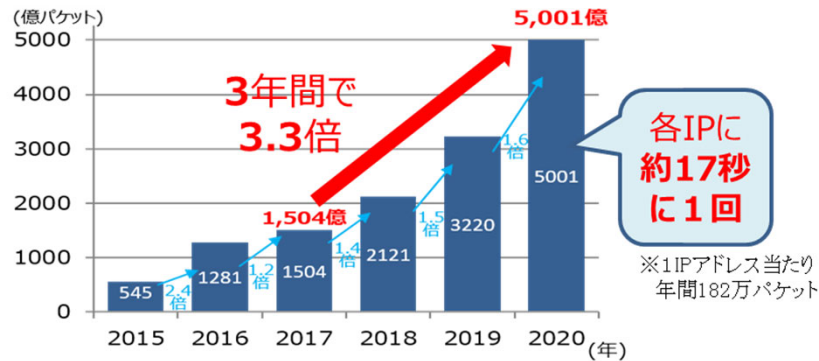


(出典) 総務省「平成29年 情報通信に関する現状報告」

- 利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービス提供の確保は、国民全てを包含したデジタル化やDXを推進する上でも重要。
- 一方、電気通信サービスが高度化し、その重要性が高まる中で、複数のリスクの顕在化が指摘されている。

サイバー攻撃の複雑化・巧妙化によるリスク

DDoS攻撃の複雑化等



(出典) NICT「NICTER観測レポート2020」(令和3年2月16日公開)

電気通信サービスに係る情報の漏えい等のリスク

電気通信サービスに係る情報の漏えい

通信の秘密等の情報の不適正な取扱いにより他の利用者がアクセス可能に

サプライチェーンや外国の法的環境による影響等のリスク

経済活動のグローバル化の進展

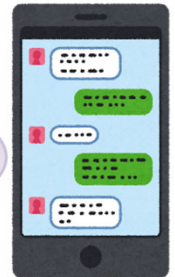
- 国外への開発委託、国外のデータセンターの活用等

外国の法的環境による影響等のリスク

大量の利用者情報

海外の委託先等を通じ、利用者情報にアクセス

メッセージ通信サービス



情報の外部送信や収集に関連したリスク

- SNS利用者に係る情報の不適正な利用
- アプリによる利用者に係る情報の外部送信
- JavaScript等による情報の外部送信

大量の利用者情報

利用者に係る情報を不適正に第三者へ提供

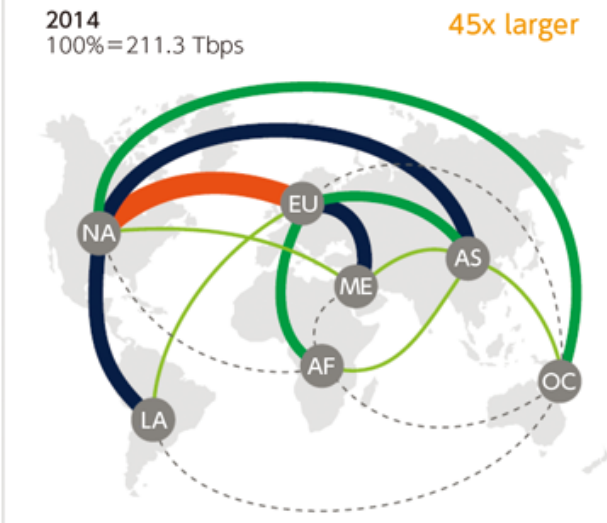
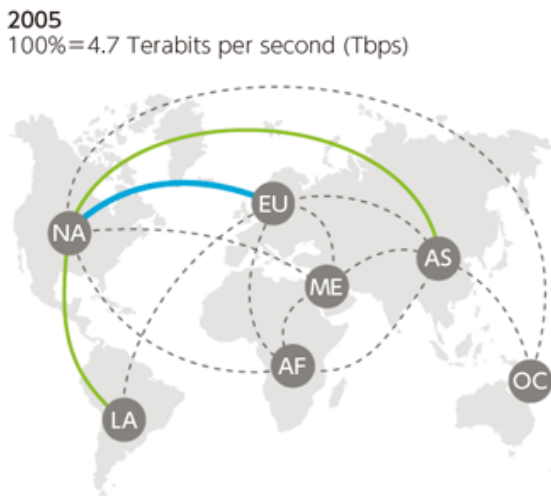
SNS



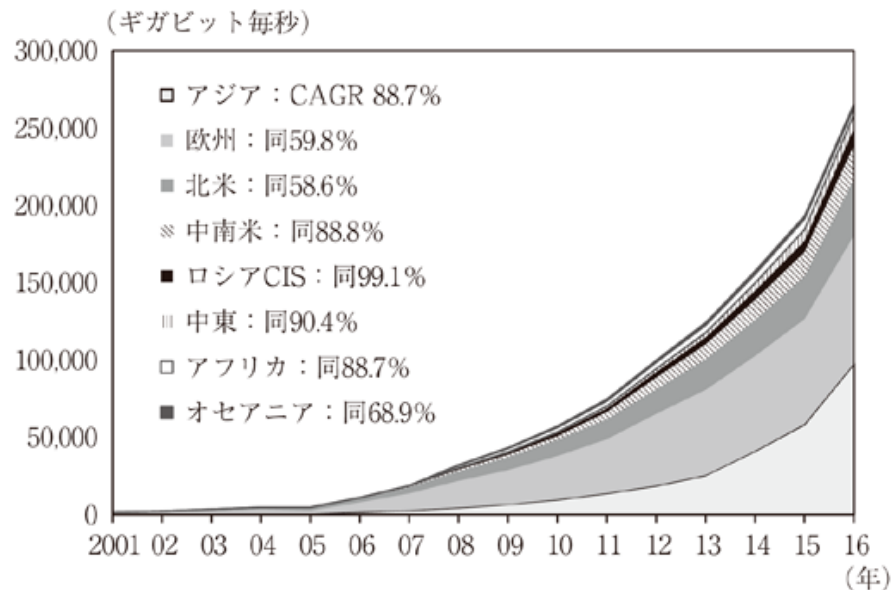
越境データの拡大

- データの越境は、国・企業・個人を結ぶウェブの構築により、爆発的に成長。
- 2005年から2014年にかけて、越境データの帯域は、4.7Tbps（毎秒テラビット）から211.3Tbpsへと10年間で約50倍拡大。
- 2001年から2016年にかけて、越境データの総量は、毎秒1,608ギガビットから約26.5万ギガビットへと約165倍増加。

国境間データ流通の変化



越境データ流通量の推移

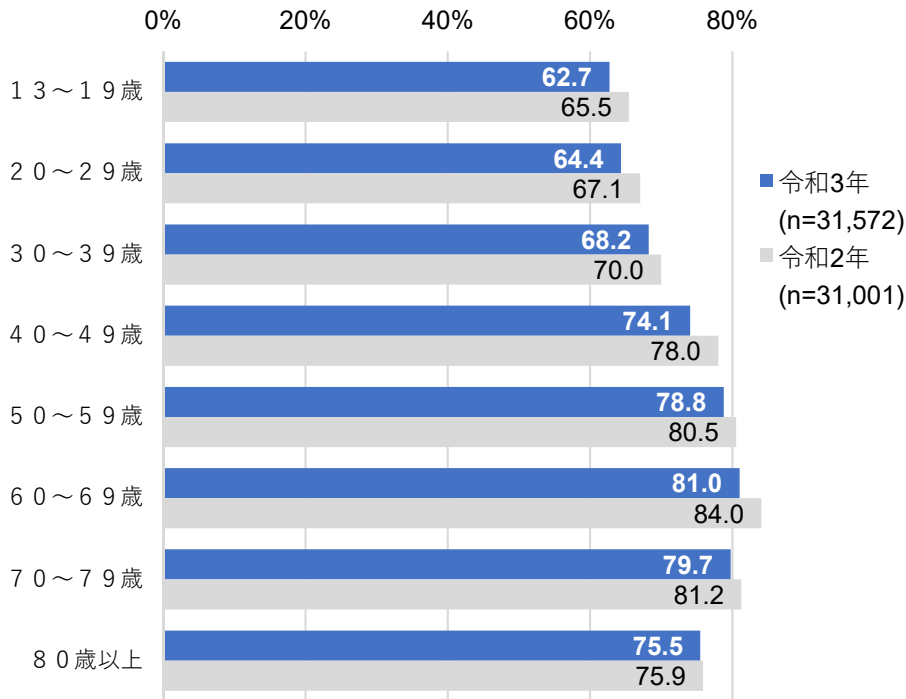
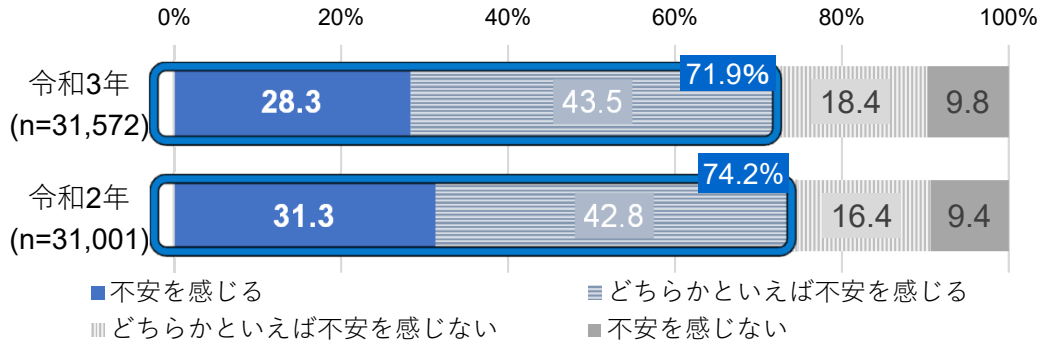


NA : 北米、EU : 欧州、AS : アジア、ME : 中東、AF : アフリカ、OC : オセアニア
 黒色点線 : 50Gbps未満、黒色実線 : 50-100Gbps、緑色実線(細) : 100-500Gbps、
 青色実線(細) : 500-1000Gbps、緑色実線(太) : 1000-5000Gbps、
 青色実線(太) : 5000-20000Gbps、オレンジ実線(太) : 20000Gbps以上

(出典) 総務省「令和2年 情報通信に関する現状報告」

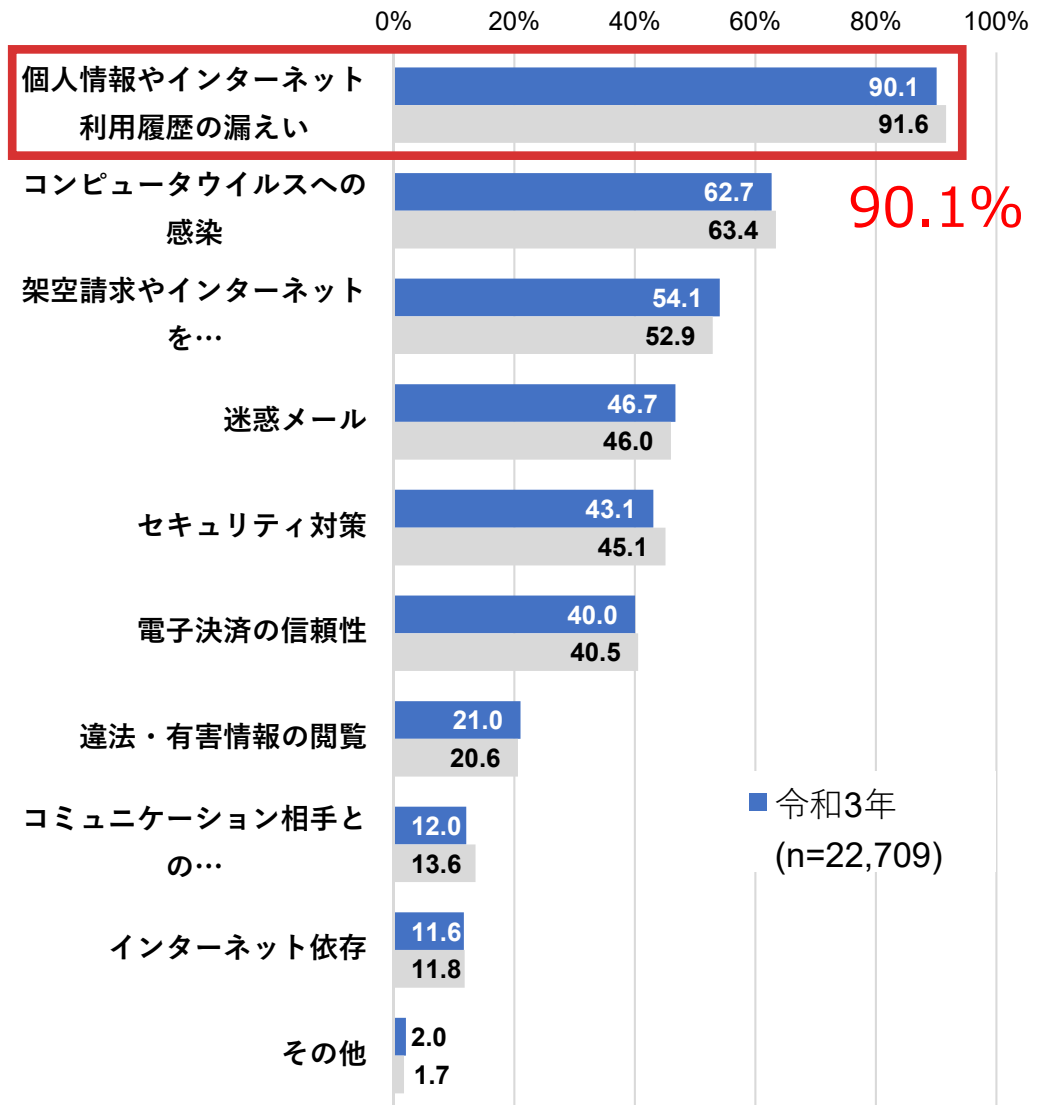
(出典) 総務省「平成29年 情報通信に関する現状報告」

インターネット利用上の不安の有無



各年齢階層のインターネット利用者のうち、「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」のいずれかを回答した者の割合

インターネット利用における不安の内容



インターネットを利用し、インターネット利用に不安を感じている者からの回答

2 令和4年改正電気通信事業法について

- 大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律（情報規律）等が必要。
- 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が、令和4年6月に成立。

【現状・課題】

- デジタル変革時代のイノベーションを促進するため安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠
- 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務
- 特に、大量の利用者情報を取り扱う事業者には一層の高い信頼性の確保が必要

利用者情報の適正な取扱い

- 利用者がアプリやwebサイトを利用する際、タグ等により、利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合がある

利用者の情報の外部送信

【方向性】

1. 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者(例：利用者数1000万人以上)における対応

- ・利用者情報※の取扱いに関する社内ルール(情報取扱規程)の策定、利用者情報の取扱方針の公表
(記載事項例：安全管理の方法等)
- ・利用者情報の統括責任者の選任
- ・利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映

利用者の情報を守るために、必要最小限の対応

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自身が安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

※ 利用者に関する情報のうち、通信の秘密に該当する情報、役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

2. 電気通信事業者※における対応

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合、確認の機会を付与

利用者が意図しない情報の外部送信がなくなり、利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となる

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（事業法第164条第1項第3号）を営む者を含む。利用の状況からみて利用者に対する影響が小さい者を除く。

電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出が必要）（※）

（電気通信回線設備を設置する者又は他人の通信を媒介する電気通信事業を営む者）
例：携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供する者

電気通信事業者以外の者（登録・届出が不要）（※）

（電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業を営む者）
例：検索、SNS、オンラインショッピングモール、オンラインオークション等を提供する者

利用者の利益に及ぼす**影響が大きい**電気通信役務を提供する電気通信事業者

左記以外の電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

なし
（自主的な取組のみ）

利用者の利益に及ぼす**影響が少ない**電気通信役務を提供する者

外部送信規律

「電気通信事業を営む者」に該当しない者

- ①「自分」のために電気通信役務を提供する者
又は
- ②利益を得ようとせず、無償や原価ベースで電気通信役務を提供する者

（※）電気通信事業法の適用（登録・届出を要する電気通信事業への該当の有無等）を判断するための考え方等は、総務省が公表している「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」やそのガイドブックを参照ください。

- 電気通信事業法の適用（登録・届出を要する電気通信事業への該当の有無等）を判断するための考え方や具体的な事例について、平成17年から「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」を公表。
- 法の解釈などを、より分かりやすく解説するために、「電気通信事業参入マニュアル [追補版] ガイドブック」も公表。

※ 第三号事業：電気通信事業法第164条

1 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（口及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

電気通信事業参入マニュアル [追補版]

- 掲載URL
https://www.soumu.go.jp/main_content/000477428.pdf

電気通信事業参入マニュアル [追補版] ガイドブック

- 掲載URL
https://www.soumu.go.jp/main_content/000799137.pdf

問合せ先

- 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課/事業政策課
メール：Marketentry_TBA_atmark_soumu.go.jp
(※) 「_atmark_」は「@」にしてください。
- 総務省総合通信局等
右表のとおり

北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線4705)
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1675 (回線非設置) 03-6238-1679 (上記以外)
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9948
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-9403
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3378
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7824
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302

3 特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

目的

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

自ら PDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を提供する電気通信事業者に対する規律（※）

（※） 検索情報電気通信役務、 媒介相当電気通信役務 を提供する者も対象

規律内容

- ① 特定利用者情報（※）の**取扱規程（≒社内ルール）の策定・届出**
（※） 通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる 利用者 の情報が含まれる。
- ② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**
- ③ **毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映**
- ④ 上記事項の**統括責任者の選任・届出、職務遂行義務**
- ⑤ 特定利用者情報の**漏えい時の報告**

（詳細）

■規律対象者について

- ・ 無料の電気通信サービス：「利用者数1,000万人以上」の電気通信事業者を対象とする
- ・ 有料の電気通信サービス：「利用者数500万人以上」の電気通信事業者を対象とする

※ 「利用者」は契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者。「利用者数」は、月間アクティブ利用者(1月に1度でもサービスを利用した者)数の年平均値

■情報取扱方針の記載事項について

- ・ 特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国等とする

■特定利用者情報の漏えい時に報告を要する場合について

- ・ 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合等とする

事業者は、自らの実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保し、
それにより、利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能となる

(参考)令和4年改正電気通信事業法： 特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律関係①

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報**（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）**を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。**

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

(情報取扱規程)

第二十七条の六 前条の規定により**指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程**（以下「情報取扱規程」という。）**を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。**

一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

三 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

(情報取扱方針)

第二十七条の八 第二十七条の五の規定により**指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針**（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）**を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。**

一 取得する特定利用者情報の内容に関する事項

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

(参考)令和4年改正電気通信事業法： 特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律関係②

(特定利用者情報の取扱い状況の評価等)

第二十七条の九 第二十七条の五の規定により**指定された電気通信事業者は**、総務省令で定めるところにより、**毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。**

2 (略)

(特定利用者情報統括管理者)

第二十七条の十 第二十七条の五の規定により**指定された電気通信事業者は**、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、**特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。**

2 第二十七条の五の規定により**指定された電気通信事業者は**、**特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは**、総務省令で定めるところにより、**遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。**

(業務の停止等の報告)

第二十八条 **電気通信事業者は**、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により**指定された電気通信事業者にあつては**、**特定利用者情報**（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ (略)

2 (略)

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 **媒介相当電気通信役務** その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律 (情報規律) の対象者

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があります。

①a 情報規律の対象となる電気通信役務

- 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
 - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上***である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

①b 情報規律の対象となる者の指定方法

- 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、**告示・通知**による。

② 検索サービスのうち、(新たに事業届出が必要 = 情報規律の対象となり得る) 検索情報電気通信役務に該当するもの

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**
 - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務 (☞ レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

③ 不特定者間の情報の送受信を實質的に媒介するサービスのうち、(新たに事業届出が必要 = 情報規律の対象となり得る) 媒介相当電気通信役務に該当するもの

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの***
 - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**主として不特定の利用者間の交流を實質的に媒介**する電気通信役務 (付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。)
- ※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外

④ 情報規律の対象外の電気通信事業を営む者の扱い

- **ガイドライン等**で特定利用者情報の適正な取扱いを**推奨**

※ 無料の電気通信役務:料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務

※ 利用者:契約締結者又は利用登録者(詳細は後述)

※ 有料の電気通信役務:料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務

※ 利用者数:前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

2.情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があります。

① 情報規律の対象者（無料1,000万以上、有料500万以上）の指定のために、報告を求める対象者、内容及び方法

[報告対象者] 電気通信事業者、検索サービスの提供者又は不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスの提供者のうち、前年度の利用者数が、以下の電気通信役務を提供している者

㊦無料の電気通信役務の場合：**900万以上**

㊧有料の電気通信役務の場合：**450万以上**（「有料」「無料」「利用者」「利用者数」の定義は前頁と同じ）

[報告内容] **該当する電気通信役務※と利用者数**（前年度経過後1月以内に報告）

※「加入電話、携帯電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス、BWAアクセスサービス、公衆無線LANアクセスサービス、仮想移動電気通信サービス、電子メールサービス、メッセージングサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス等」の区分

[報告方法] **以下の㊦・㊧の分類で報告し、他の分類への変更があった場合**（例：㊦の報告した者は、「㊦→㊧」又は「㊦→㊨」になった場合、㊧の報告をした者は、「㊧→㊦」又は「㊧→㊨」になった場合）**のみ変更報告**をする。

㊦無料の場合：**900万以上1,000万未満**（有料の場合：**450万以上500万未満**）

㊧無料の場合：**1,000万以上**（有料の場合：**500万以上**）

㊨無料の場合：900万未満（有料の場合：450万未満）

3.情報規律の対象となる特定利用者情報の内容

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があります。

① 利用者のうち、契約締結者に準ずる者に該当する者

●利用者には、(契約締結者に加え)契約締結者に準ずる者として、「**継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者**」が含まれる

●特定利用者情報には、(通信の秘密に該当する情報に加え)利用者を識別できる情報のうち、「**データベース等を構成する情報**」を構成する情報が該当(概念図は次のとおり)

- ※1 利用者:契約締結者又は利用登録者
- ※2 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。
- ※3 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

② 利用者を識別できる情報のうち、特定利用者情報に該当する情報

【概念図】 特定利用者情報とは、「利用者の利益に及ぼす**影響が大きい電気通信役務**(利用者数1,000万以上等)の**利用者**」に関する情報のうち、



※ 単にWebサイトを閲覧する者など、契約・登録をしない利用者の情報は、特定利用者情報に該当しない。

4.情報取扱規程の記載事項

① 情報取扱規程に記載すべき事項

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があります。

- 特定利用者情報の**安全管理**に関する事項 (㉗組織的安全管理措置 (例: 責任者の設置、マニュアル整備等)、㉘人的安全管理措置 (例: 研修の実施等)、㉙物理的安全管理措置 (例: 入退室管理等)、㉚技術的安全管理措置 (例: アクセス管理等)、㉛諸外国の法的環境の把握体制)
- 特定利用者情報の**委託先の監督**に関する事項 (㉜委託先の選定方法 (例: 自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法等)、㉝委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関する事項 (例: 安全管理措置等)、㉞委託先における特定利用者情報の取扱い状況の把握に関する体制及び方法 (例: 定期的監査等))
- **情報取扱方針の策定及び公表に係る体制**に関する事項 (例: 情報取扱方針の策定組織等)
- 特定利用者情報の**取扱い状況の評価に係る体制及び方法**に関する事項 (㉟評価実施体制及び評価結果の反映体制、㊱評価項目、評価方法及び評価頻度)
- **従業員の監督**に関する事項 (例: アクセス管理の体制、研修の内容・頻度等)

5.情報取扱方針の記載事項

① 情報取扱方針に記載すべき事項

- ホームページにおいて利用者が理解しやすい分かりやすい方法により、次の事項を記載
 - ・取得する**特定利用者情報の内容**に関する事項 (取得方法を含む。)
 - ・特定利用者情報の**利用の目的及び方法**に関する事項 (利用目的 (具体的利用例を含む))
 - ・特定利用者情報の**安全管理**の方法に関する事項
 - ㉟安全管理措置の概要
 - ㊱**外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合は、サーバーの所在国の名称 (保存する可能性がある国の名称を含む)** (☞サーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称)
 - ㊲**外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合は、委託先 (再委託先を含む) の所在国の名称**
 - ㊳**委託先やサーバーの所在国において、政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による収集が可能となる制度 (利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る) (以下「情報収集制度」) ※の存在**
 - ※ 個人情報保護委員会では、「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす制度」の有無、当該制度が存在する場合はその概要を、ホームページで公表(これは補助的なものであり、当該制度の確認は、事業者の責任で行うべきものとされる)
 - ・利用者からの**相談等に応ずる営業所等の連絡先**に関する事項
 - ・特定利用者情報の**漏えいに係る事案 (過去10年間のうち指定を受けている期間の事案) の時期及び内容の公表**に関する事項

6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があり得ます。

① 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項

- **技術動向、外国の制度、サイバー攻撃のリスク等の状況の変化等**を踏まえて、以下の事項について実施。
 - ・情報取扱**規程**及び情報取扱**方針**の**遵守状況**
 - ・特定利用者情報の**漏えい**

7. 特定利用者情報統括管理者の要件

① 事業運営上の重要な決定に参画する**管理的地位**（法定要件）に加えて、要件とするべき事項

- 利用者に関する情報の取扱いに関する**安全管理又は法令等に関する業務**、若しくはこれを**監督する業務**に通算して**3年以上従事した経験**（他業種を含む）を有すること（これと同等以上の能力を有すると認められる場合を含む）
 - ※ 電気通信設備統括管理者（電気通信事業法第44条の3）は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にあり、かつ、電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務やこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験等が要件

8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

① 報告対象とするべき特定利用者情報の漏えい（通信の秘密の漏えいを除く。）

- 利用者の数が**1,000人を超える**特定利用者情報の**漏えい**が生じた場合
- （上記に該当しない場合でも）**情報収集制度に基づき、外国政府に特定利用者情報を提供した場合**
 - ※ 通信の秘密の漏えいは、利用者の数にかかわらず、報告が必要（電気通信事業法第28条）
 - ※ 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合には、報告義務の対象

1. 背景・目的

- 電気通信事業者における利用者情報の適正な取扱い等に係る規律の詳細について検討を行うため、**電気通信事業ガバナンス検討会の下に、特定利用者情報の適正な取扱いに関するWGを設置。**
- 検討事項についてWGで議論の上、電気通信事業ガバナンス検討会へ報告（※）する。

※審議会諮問事項は、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会へ諮問

2. 主な検討事項

- 大規模電気通信事業者に対する利用者情報の適正な取扱いに係る規律の詳細
 - ・ 利用者情報の取扱いに関する取扱規程、取扱方針に係る規律の詳細
 - ・ 利用者情報の取扱いに関する評価、統括責任者に係る規律の詳細
 - ・ 検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務の詳細 等

3. 体制

- 右表のとおり

4. 開催予定

- 9月7日の第5回会合において、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律に係る省令案の取りまとめを実施。
- 年内に省令を制定・公布予定。

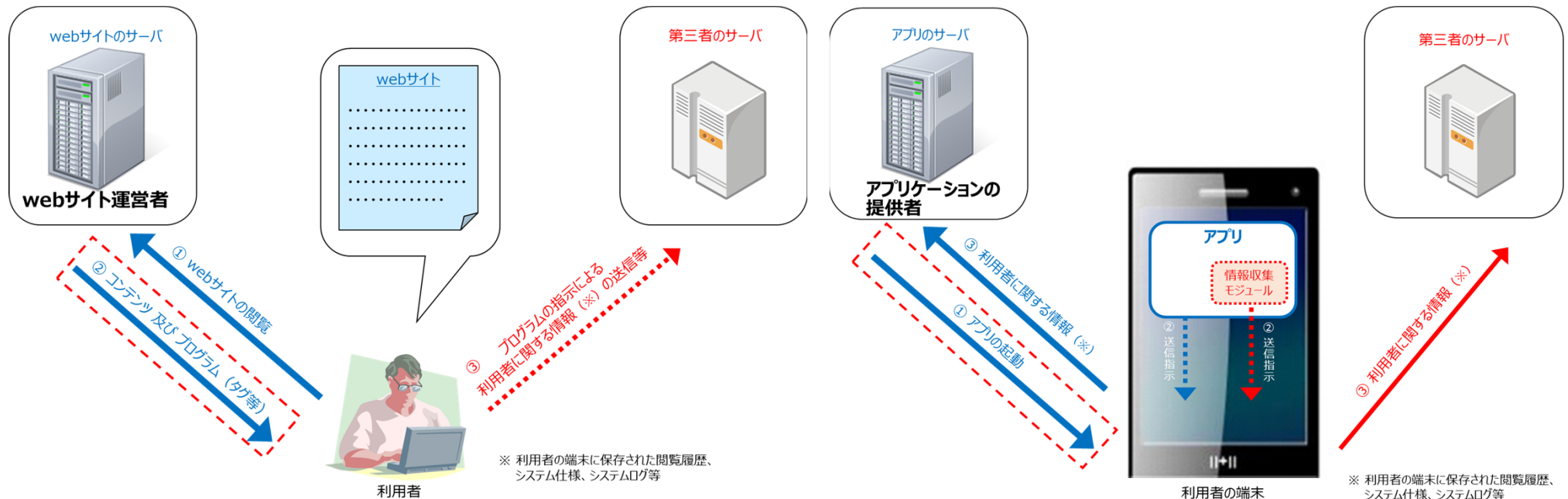
主査	大橋弘 東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
構成員	相田仁 東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	上沼紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
構成員	落合孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
構成員	沢田登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	手塚悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
構成員	森亮二 英知法律事務所弁護士
関係団体	石田幸枝 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
関係団体	太田祐一 一般社団法人MyDataJapan常務理事
関係団体	奥原早苗 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
関係団体	佐子山浩二 一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長
関係団体	佐藤創一 一般社団法人新経済連盟事務局政策部長
関係団体	杉原佳亮 在日米国商工会議所副会頭
関係団体	立石聡明 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事
関係団体	中嶋辰弥 一般社団法人セーファーインターネット協会事務局長
関係団体	長田三紀 情報通信消費者ネットワーク
関係団体	平野祐子 主婦連合会副会長
関係団体	間下直晃 公益社団法人経済同友会副代表幹事
関係団体	安井裕之 一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長
関係団体	山崎潤 欧州ビジネス協会電気通信機器委員会
関係団体	山本一晴 一般社団法人電気通信事業者協会専務理事
関係団体	若目田光生 一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査

※ 内閣官房国家安全保障局、NISC、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁がオブザーバー参加

4 外部送信規律

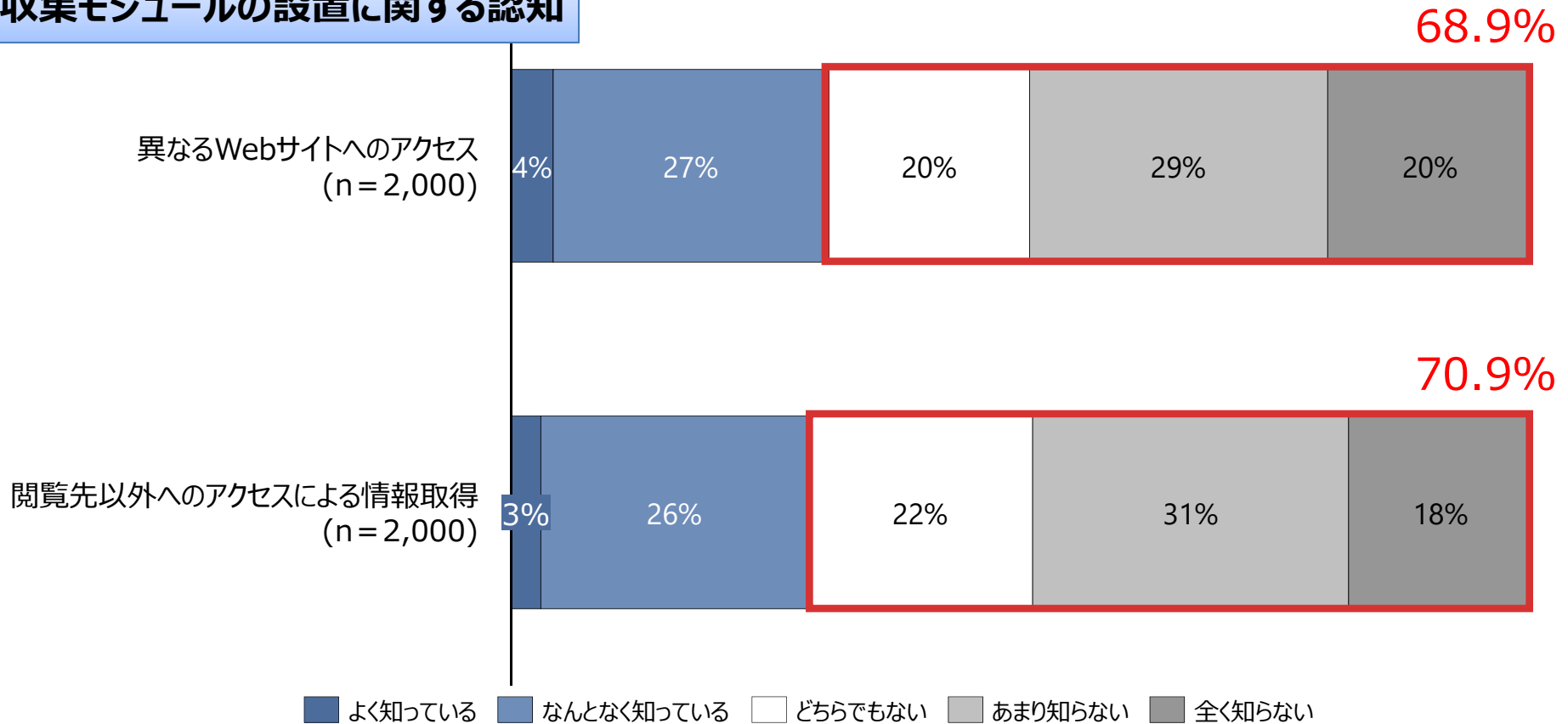
- 電気通信事業を営む者(Webサイト運営者、アプリケーション提供者等)が利用者に対して電気通信役務を提供する際に、利用者の意思によらずに、その利用者の端末設備に記録された利用者に関する情報(Webページの閲覧履歴、入力履歴、システム仕様、システムログ等)を外部の第三者等に送信する状況が生じている。
- 電気通信役務の信頼性を確保する観点から、電気通信事業を営む者がこのような電気通信を行おうとする際に、利用者(※)に確認の機会を適切な方法で与える規律が必要。
- 具体的には、電気通信事業を営む者(Webサイト運営者、アプリケーション提供者等)が、情報送信指令通信を行おうとするときは、あらかじめ、送信される利用者に関する情報の内容等を、通知・公表等しなければならない。

(※) 保護対象となる利用者には、個人だけでなく法人も含まれる。法人については、例えば、検索履歴が集積されることにより当該法人の経営戦略等が第三者に把握されることを未然に防ぐことで、電気通信の信頼性の確保につながる。



- 閲覧先とは異なるドメインへの通信を発生させているモジュールは、「広告」利用目的のものが最も多く、その導入率は、約110%である。
- Webサイト上の情報収集モジュールによって、「閲覧先と異なるアクセス」や「それによる情報取得」が起きていることについて認知していない者は、約70%である。

情報収集モジュールの設置に関する認知



設問文：

- 異なるWebサイトへのアクセス：あなたがWebサイトを閲覧する際、あなたのPCやスマートフォンは閲覧しているサイト以外にもアクセスを行っています。（表示している画像ではGoogleやYouTubeへも同時にアクセスを行っています。）このように閲覧先とは異なるWebサイトへのアクセスが行われていることをあなたは知っていますか。
- 閲覧先以外へのアクセスによる情報取得：閲覧先以外へのアクセスはWebサイトが利用している外部サービスにより生じています。外部サービスを提供する第三者は、アクセスによってあなたの情報を取得しています。このように閲覧先以外へのアクセスによって、情報が取得されていることをあなたは知っていますか。

目的

利用者の知らない外部送信がなくなり、
利用者が安心・安全で信頼できる電気通信サービスを利用することが可能となる

「利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務」を提供する電気通信事業を営む者に対する規律

規律内容

電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、
利用者に関する情報を外部送信する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、
当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

（詳細）

■規律対象者について

- ・ 利用者に関する情報を多く保存しているスマートフォンやパソコンからの外部送信を規律するため、ブラウザ又はアプリを通じて提供されるスマートフォンやパソコンで利用されるサービス（メッセージ通信、検索サービス、SNS、オンラインショッピングモール、ニュース配信サイト等）を提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者を対象とする

■利用者に通知又は公表すべき事項について

- ・ 送信される利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称、送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的とする

■通知又は公表の方法について

- ・ 日本語での平易な表現による記載、適切な文字サイズでの表示、容易にアクセスできるようにする
- ・ ポップアップによる通知やトップページ等での公表など、利用者が認識し理解しやすい形で表示する

**外部送信の確認の機会が得られ、
利用者が安心・安全で信頼できるサービスを利用することが可能となる。**

(情報送信指令通信に係る通知等)

- 第二十七条の十二** 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする**情報送信指令通信**（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）**を行おうとするときは**、総務省令で定めるところにより、**あらかじめ**、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する**情報の内容**、当該情報の送信先となる**電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し**、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報
 - 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
 - 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
 - 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
 - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。
 - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
 - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
 - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

1.外部送信規律の対象

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があり得ます。

- ① 外部送信規律の対象となる電気通信役務
(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

- 以下のサービスで、ブラウザ又はアプリケーションを通じて提供されるもの。
 - ・利用者間のメッセージ媒介等
 - ・SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
 - ・オンライン検索サービス
 - ・各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）

2.通知又は容易に知り得る状態

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があります。

① 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

● 共通事項

- ・日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いる
- ・操作を行うことなく、文字が適切な大きさで表示される
- ・利用者が②の事項について、容易に確認できるようにする

● 通知

- ・通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL等）を即時に（ポップアップ等により）表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に認識できるように表示する

● 容易に知り得る状態

- ・情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する
- ・情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において公表すべき事項を表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に到達できるように表示する

② 通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項

● 送信されることとなる利用者に関する情報の内容

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容

● 利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

- ・情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称

● その他

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

※いずれも情報送信指令通信ごと

3. 措置を取ることが不要とする情報

(※) 令和4年9月27日～10月26日に実施したパブリックコメントを受けて、内容の変更があり得ます。

- ① 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報

【符号、音響又は影像を適正に表示するために必要な情報】

- ・OS情報、画面設定情報、言語設定情報
- ・その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

【その他】

- ・入力をした情報の保持等に必要な情報
- ・認証に必要な情報
- ・セキュリティ対策に必要な情報（サービス提供者のセキュリティに関するものに限る。）
- ・ネットワーク管理に必要な情報

※いずれも当該目的のために送信する場合に限る。

4. オプトアウト措置

- ① オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

- オプトアウト措置（を講じていること）
- オプトアウト措置の内容（情報の送信を停止又は送信された情報の利用の停止）
- 利用者の求めを受け付ける方法
- その他
 - ・オプトアウト措置を行った場合に、どのようなサービスの制限を受けるか
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容
 - ・情報の送信を受けてこれを取り扱う者（責任主体）の氏名・名称
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

1. 背景・目的

- **プラットフォームサービスに関する研究会**の下に設置されている、**プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG**において、外部送信規律の詳細について検討。
- 8月23日に同研究会で決定された第2次とりまとめに基づき、外部送信規律に係る省令案を、同WGにおいて検討。

2. 主な検討事項

- 外部送信規律の詳細
 - ・ 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務
 - ・ 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件
 - ・ 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項
 - ・ 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報
 - ・ オプトアウト措置の債に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

3. 体制

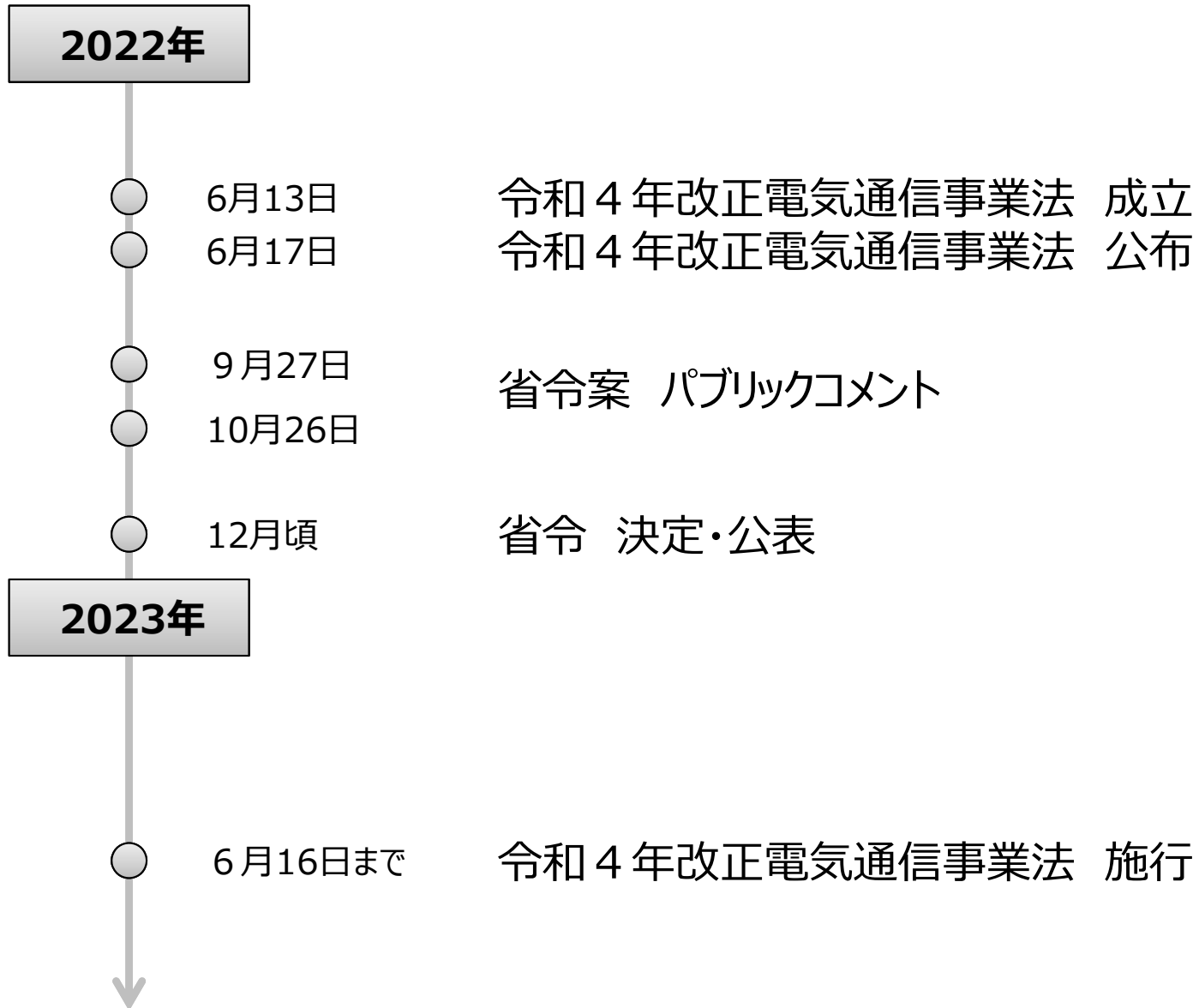
- 右表のとおり

4. 開催予定

- 9月7日の第19回会合において、外部送信規律に係る省令案の取りまとめを実施。
- 年内に省令を制定・公布予定。

主査	宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
主査代理	山本龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
構成員	生貝直人 一橋大学大学院法学研究科教授
構成員	石井夏生利 中央大学国際情報学部教授
構成員	板倉陽一郎 ひかり総合法律事務所弁護士
構成員	太田祐一 株式会社DataSign代表取締役社長
構成員	小林慎太郎 株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
構成員	佐藤一郎 国立情報学研究所情報社会関連研究系教授
構成員	沢田登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	新保史生 慶應義塾大学総合政策学部教授
構成員	高橋克巳 NTT社会情報研究所主席研究員
構成員	寺田眞治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会主席研究員
構成員	古谷由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事
構成員	森亮二 英知法律事務所弁護士
オブザーバー	伊藤直之 一般社団法人MyDataJapan常務理事
オブザーバー	岸原孝昌 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事
オブザーバー	仲上竜太 一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会長
オブザーバー	長田三紀 情報通信消費者ネットワーク
オブザーバー	野口尚志 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会理事兼行政法律部会長
オブザーバー	平野祐子 主婦連合会副会長
オブザーバー	柳田桂子 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会事務局長
オブザーバー	山田崇志 一般社団法人電気通信事業者協会業務部長
オブザーバー	若目田光生 一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG主査
オブザーバー	デジタル市場競争本部事務局、個人情報保護委員会事務局

5 令和4年改正電気通信事業法の今後のスケジュール





総務省

ご清聴ありがとうございました